

広島県病院事業管理規程第一号

広島県病院事業決裁規程等の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和二年四月一日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

広島県病院事業決裁規程等の一部を改正する規程

(広島県病院事業決裁規程の一部改正)

第一条 広島県病院事業決裁規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一(第七条関係)	課長専決事項	別表第一(第七条関係)	課長専決事項
一一三(略)	四 訴訟代理人の選任並びに指定代理人の指定及びその解除	一一三(略)	四 訴訟代理人の指定
五―三十八(略)	三十九 非常勤の職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)の任免	五―三十八(略)	三十九 臨時の職員及び非常勤の嘱託員の任免
四十一―四十二(略)		四十一―四十二(略)	
別表第三(第十条関係)	院長専決事項	別表第三(第十条関係)	院長専決事項
一一三(略)		一一三(略)	
四・五(略)		四 臨時的任用職員の任免	
		五・六(略)	

(広島県病院事業職員人事評価実施規程の一部改正)

第二条 広島県病院事業職員人事評価実施規程(平成二十八年広島県病院事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(人事評価の実施)	第二条(略)	(人事評価の実施)	第二条(略)
一(略)		一(略)	
二 非常勤職員(ただし、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び短時間勤務会計年度任用職員は除く。)		二 臨時的任用の職員	
三(略)		三 非常勤職員(ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は除く。)	
2(略)		四(略)	

<p>（短時間勤務会計年度任用職員に係る人事評価）</p> <p>第五條 短時間勤務会計年度任用職員の人事評価の実施については、広島県短時間勤務会計年度任用職員人事評価実施規程（令和二年広島県訓令第二号。以下「短時間勤務会計年度任用職員実施規程」という。）の適用を受ける者の例による。この場合において、短時間勤務会計年度任用職員実施規程第六條第四項中「総務局人事課長（以下「人事課長」という。）」とあるのは「病院事業局県立病院課長」と、第七條及び第八條第一項中「人事課長」とあるのは「病院事業局県立病院課長」と、同項中「総務局長」とあるのは「管理者」と、第十條中「知事」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第五條 (略)</p>
<p>第六條 (略)</p>	<p>第六條 (略)</p>

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中「人事評価シート（平成 年度）」を「人事評価シート（ 年度）」に改める。

別記様式第五号から別記様式第八号までの様式中「勤務成績評価票（平成 年度）」を「勤務成績評価票（ 年度）」に改める。

別記様式第九号中「田標中・成果評価シート（平成 年度上半期）」を「田標中・成果評価シート（ 年度上半期）」に改める。

別記様式第十号中「田標中・成果評価シート（平成 年度）」を「田標中・成果評価シート（ 年度）」に改める。

（広島県病院事業組織規程の一部改正）

第三條 広島県病院事業組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>（県立病院課の分掌事務）</p> <p>第四條 (略)</p> <p>一―七 (略)</p> <p>八 職員の研修及び人事評価に関すること。</p> <p>九―二十三 (略)</p> <p>第七條 (内部組織) (略)</p> <table border="1" data-bbox="253 263 353 774"> <tr> <td>病院名</td> <td>局、部、課、係、科、センター及び室名</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	病院名	局、部、課、係、科、センター及び室名	(略)	(略)	<p>（県立病院課の分掌事務）</p> <p>第四條 (略)</p> <p>一―七 (略)</p> <p>八 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。</p> <p>九―二十三 (略)</p> <p>第七條 (内部組織) (略)</p> <table border="1" data-bbox="253 821 353 1332"> <tr> <td>病院名</td> <td>局、部、課、係、科、センター及び室名</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	病院名	局、部、課、係、科、センター及び室名	(略)	(略)
病院名	局、部、課、係、科、センター及び室名								
(略)	(略)								
病院名	局、部、課、係、科、センター及び室名								
(略)	(略)								

県立安芸津病院	総務課 (略)
	循環器内科、消化器内科、一般内科、小児科、外科、整形外科、緩和ケア科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科 臨床検査科―看護部 (略)

第九条 (略)

2 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項第三号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者並びに第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員の仕事は、管理者が別に定める。

別表(第九条関係)

一 (略)			
職名	職の置かれる組織	職務	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
主査	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
二 (略)			
(略)	(略)	(略)	(略)

県立安芸津病院	総務課 (略)
	循環器内科、消化器内科、一般内科、小児科、外科、整形外科、緩和ケア科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科 臨床検査科―看護部 (略)

第九条 (略)

別表(第九条関係)

一 (略)			
職名	職の置かれる組織	職務	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
主査	(略)	(略)	(略)
事業調整員	県立病院課	上司の命を受け、特定の事業の調整に係る事務に従事する。	必要に応じ置く。
(略)	(略)	(略)	(略)
二 (略)			
(略)	(略)	(略)	(略)

二 (略)			
職名	職の置かれる組織	職務	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
主査	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第四条 広島県病院事業職員給与規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料表) 第三条 (略)	(給料表) 第三条 (略)

二一 (略)
 二 (略)
 イ (略)
 ロ 医療職給料表(二) 病院に勤務する薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、心理療法師、胚培養士及びその他管理者の定めるもの
 ハ・ニ (略)
 2-5 (略)

別表第三 (第四条関係)

職員	(略)
三 病理細菌技術者、診療放射線技術者及びその他管理者の定めるもの	(略)

二一 (略)
 二 (略)
 イ (略)
 ロ 医療職給料表(二) 病院に勤務する薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、心理療法師及び胚培養士
 ハ・ニ (略)
 2-5 (略)

別表第三 (第四条関係)

職員	(略)
三 病理細菌技術者及び診療放射線技術者	(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。